

## 資金決済法に関する実務上の留意点

平成22年4月1日、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号、以下「資金決済法」という。)並びにこれに関連する政令及び内閣府令が施行された。これに伴い、金融庁の事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係)の適用も開始された。

これらの政令及び内閣府令の案に対するパブリックコメントの結果は平成22年2月23日付け<sup>1</sup>(以下「資金決済法パブコメ回答」という。)、事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係)の案に対するパブリックコメントの結果は平成22年3月1日付け<sup>2</sup>公表されている。

なお、以下では、事務ガイドライン第三分冊のうち「5 前払式支払手段発行者関係」を「前払式支払手段GL」、「14 資金移動業者関係」を「資金移動業者GL」という。

資金決済法は、「前払式証券の規制等に関する法律」(平成元年法律第92号、以下「プリカ法」という。)の後継法として制定された<sup>3</sup>。同法は、①前払式支払手段に対する法規制の整備、②従前銀行等の預金取扱金融機関のみが営むことができた送金業務を他の業態にも認めることについての法制度の導入、及び、③銀行等相互間の資金決済システムへの新たな業規制の導入、を主な内容としている。

以下では、これらのうち①前払式支払手段発行業務及び②送金業務に関する法規制について、実務上留意すべき規制内容を概観する<sup>4</sup>。

### 1. 前払式支払手段発行業務

資金決済法では、前払式支払手段に関し、基本的にプリカ法の規制枠組みを維持しつつ、次のような点につき新たに規定を整備している。

- ① サーバ型の電子マネーを新たに規制対象化(資金決済法第3条第1項)
- ② 保有者に対する前払式支払手段の払戻しの原則的禁止(同法第20条)
- ③ 発行者の資産保全手段としての発行保証金信託の追加(同法第16条)
- ④ 情報の安全管理のための措置の導入(同法第21条)

<sup>1</sup> 資金決済に関する法律の施行に伴う政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等については、以下を参照のこと。

<http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100223-1.html>

<sup>2</sup> 「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係)の案」に対するパブリックコメントの結果等については、以下を参照のこと。

<http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100301-2.html>

<sup>3</sup> 資金決済法附則第2条に基づき、平成22年4月1日付けでプリカ法は廃止された。

<sup>4</sup> 資金決済法の立法過程における金融庁の金融審議会等での議論については、以下を参照のこと。

平成21年1月14日付け金融審議会金融分科会第二部会報告(「資金決済に関する制度整備について―イノベーションの促進と利用者保護―」)

[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20090114-1/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090114-1/01.pdf)(日本語版のみ)

平成19年12月18日付け「決済に関する論点の中間的な整理について」(座長メモ)

<http://www.fsa.go.jp/fitc/kenkyu/20071218.pdf>(日本語)

<http://www.fsa.go.jp/fitc/english/seika/sgr/20080611.pdf>(英訳)

- ⑤ 自家型発行者に対する監督の強化(同法第25条、第26条等)
- ⑥ サーバ型の電子マネーに係る表示又は情報の提供義務(同法第13条)

詳細は以下のとおりである。

## (1) サーバ型の電子マネーの規制対象化

### ア. 概要

プリカ法は、前払式支払手段のうち、価値が紙やICチップ等の証票に記録されるもの(「証票型」。例えば、商品券、Edy等がこれに該当すると整理されていた<sup>5</sup>。)にのみ適用され、サーバに価値が記録される前払式支払手段(「サーバ型」。主にインターネット上で利用される電子マネー等。)には適用されなかった。証票型とサーバ型のいずれも、前払式支払手段である点は共通であり、その違いはどのように価値が記録されるかという点に過ぎない。したがって、資金決済法は、プリカ法における「前払式証票」を「前払式支払手段」として新たに定義してその範囲を拡大し(資金決済法第3条第1項)、サーバ型の電子マネーも証票型の電子マネーと同様に規制の対象としている。但し、本人であることを確認する手段として番号、記号その他の符号が発行される場合で、当該符号等自体には価値が存在せず、当該符号等とサーバに記録された価値との間に結びつきがないものは、同法の規制対象である「前払式支払手段」には当たらない<sup>67</sup>。

### イ. サーバ型の電子マネーの発行者に係る経過措置

平成22年4月1日時点におけるサーバ型の電子マネーの「第三者型発行者」<sup>8</sup>は、同日から6ヶ月間の猶予期間の間は資金決済法第7条の登録をせずに従前の業務を行うことができる。他方、かかる第三者型発行者に対しても、下記(2)乃至(6)に列挙した同法の各規定は同年4月1日より適用されている(同法附則第8条第1項、第2項前段)。そこで、かかる第三者型発行者は、これらの規定を遵守するとともに、6ヶ月の猶予期間の間に上記の登録をする必要がある。

これに対し、平成22年4月1日時点におけるサーバ型の電子マネーの「自家型発行者」に対し下記(2)乃至(6)に列挙した資金決済法の各規定が適用されるのは、当該発行者が金融庁に届出書を提出(同法第5条第1項)した時点以降である。なぜなら、上記各規定はいずれも、かかる届出書の提出を行った自家型発行者(同法第3条第6項)を名宛人としているためである。当該発行者が、かかる届出義務

<sup>5</sup> プリカ法の下では、このほか、ギフト券、図書券、ICOCA、PASMO等も「証票型」として整理されていた(下記3頁参照。)。金融庁 金融審議会分科会第二部会 決済に関するワーキンググループ(第2回)(平成20年5月30日開催) 配布資料 [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/dai2/siryou/20080530-1/03.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20080530-1/03.pdf)

<sup>6</sup> 前払式支払手段GL I-1-1 (1)⑤。なお、社団法人日本資金決済業協会(下記2.2.(4)参照。)の前払式支払手段自主規制規則に係る協会ガイドライン第2条では、予備校等の受講生であることを示す受講証、スポーツクラブの会員証、一定期間内は無制限に定額で音楽や映像をダウンロードすることができる契約に係る会員番号等が、「前払式支払手段」に該当しないとされている。

<sup>7</sup> 資金決済法においては、基本的に、対価を得ずに提供されるポイント・サービスを直接の規制対象とした制度整備は行われていないと考えられている(資金決済法パブリックコメント回答 12 頁 No.34 参照。)

<sup>8</sup> 資金決済法上、「前払式支払手段」は、自家型と第三者型に分けられる(この点は、プリカ法上の「前払式証票」と同様。。「自家型前払式支払手段」とは、前払式支払手段を発行する者(当該発行者の「密接関係者」を含む。)から物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために使用することができる前払式支払手段又は前払式支払手段を発行する者に対してのみ、物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる前払式支払手段をいい(資金決済法第3条第4項)、「第三者型前払式支払手段」とは、自家型前払式支払手段以外の前払式支払手段をいう(同条第5項)。「自家型発行者」とは、自家型前払式支払手段のみを発行する者のうち、同法第5条第1項の届出書を提出した者をいい(同法第3条第6項)、「第三者型発行者」とは、同法第7条の登録を受けた法人をいう(同法第3条第7項)。

を負うことになるのは、平成22年4月1日以後の「基準日」における基準日未使用残高が最初に基準額（1,000万円）を超えることとなったときである（同法附則第7条）。同日以後最初に到来する基準日は平成22年9月30日であることから、かかる自家型発行者は、同日における基準日未使用残高に注意する必要がある。

## (2) 保有者に対する前払式支払手段の払戻しの原則的禁止

資金決済法では、前払式支払手段の発行業務の廃止等の一定の例外的場合（同法第20条第1項）を除き、前払式支払手段について払戻しが禁止されている（同条第2項）。これは、電子マネーの換金・返金のサービスが行われる場合には、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和29年法律第195号）第2条によって禁止されている「預り金」に該当する可能性があるとの従前の議論を受けたものである<sup>9</sup>。

## (3) 資産保全手段としての発行保証金信託の追加

資金決済法では、プリカ法と同様に、前払式支払手段発行者の資産保全義務が規定されており、基準日未使用残高が1,000万円を超える場合に、当該未使用残高の2分の1以上の額（平成22年4月1日時点におけるサーバ型の電子マネーの発行者の場合には、同年9月30日時点では同日の未使用残高の6分の1以上の額、平成23年3月31日時点では同日の未使用残高の3分の1以上の額。資金決済法附則第11条第3項）に相当する額の発行保証金の供託義務が課されている（同法第14条第1項・同法施行令第6条）。もっとも、①銀行等と発行保証金保全契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出た場合（同法第15条）には、同契約で保全されている金額の範囲でかかる供託をしないことができる<sup>10</sup>。さらに、同法の下では、②信託会社等と発行保証金信託契約を締結し、内閣総理大臣の承認を受けた場合（同法第16条）にも、信託財産の額の範囲でかかる供託をしないことができる。また、前払式支払手段発行者のうち政令で定める要件を満たす銀行等（例えば、海外営業拠点を有する銀行等については、国際統一基準に係る単体自己資本比率8%以上の者、海外営業拠点を有しない銀行等については、国内基準に係る単体自己資本比率4%以上の者）については、かかる供託義務が免除されている（同法第35条・同法施行令第12条第1項・第8条第1項・前払式支払手段に関する内閣府令（以下「前払式支払手段府令」という。）第31条）。

## (4) 情報の安全管理のための措置の導入

資金決済法は、前払式支払手段発行者について、発行業務に係る情報の安全管理（情報漏えい、滅失又はき損の防止等）のための措置を講じる義務も導入した（同法第21条）。具体的には、前払式支払手段発行者は、①前払式支払手段の発行の業務に係る電子情報処理組織の十分な管理のための措置（前払式支払手段府令第43条）、②個人利用者情報の安全管理等の措置（同府令第44条）、及び③特別の非公開情報（人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報）の目的外利用の防止の確保のための措置（同府令第45条）を講じなければならない。個人利用者情報の取扱いに関しては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」（以下、総称して「個人情報保護法等」という。）が適用されることに留意する必要がある（前払式支払手段GL II-2-3）。

## (5) 自家型発行者に対する監督の強化

<sup>9</sup> 「預り金」の範囲については、金融庁「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 2 預り金関係）」2-1-1を参照のこと。  
<http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/02.pdf>

<sup>10</sup> プリカ法第13条第2項に相当。

プリカ法では自家型発行者については規定されていなかった業務改善命令(資金決済法第25条)、業務停止命令(同法第26条)等の規定が設けられ、自家型発行者への監督が強化されている。

#### (6) サーバ型の電子マネーに係る表示又は情報の提供義務

前払式支払手段発行者は、サーバ型の電子マネーを発行する場合には、当該電子マネーと一体となっている書面(当該電子マネーを使用する際に提示又は交付する必要がある書面)に、商号、支払可能金額等、苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先、利用上の注意等の一定の事項を表示しなければならない(資金決済法第13条第1項・前払式支払手段府令第21条第2項、前払式支払手段GL II-2-1-1②(注2))。かかる書面を電子マネーの購入者に交付しない場合には、①Eメールで送信する方法、②発行者のホームページに掲載する方法、又は③発行者が提供するチャージ機等に表示する方法により、これらの情報を利用者に提供しなければならない(同法第13条第2項・前払式支払手段府令第22条、資金決済法パブコメ回答10頁No.26)。前払式支払手段の購入(チャージ)前に、利用者が必ずかかる情報につき確認する手続きとなっている必要がある(前払式支払手段GL II-2-1-1③)。なお、かかる表示・情報提供義務は、平成22年4月1日以後、新たに発行される前払式支払手段について適用される(同法附則第10条)。

## 2. 送金業務

### 2.1. 概要

従前、銀行法(昭和56年法律第59号)上の免許を得た銀行その他の預金取扱金融機関(以下「銀行等」という。)のみが「為替取引」を営むことが認められていた(同法第2条第2項第2号、第4条第1項等)。銀行法上の「為替取引」とは、裁判例において、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」と定義されている(平成13年3月12日最判第三小法廷決定・刑集55巻2号97頁)。典型的な送金業務は「為替取引」の定義に該当するため、資金決済法の施行前は、銀行等以外の者は日本においては送金業務を営むことができなかった<sup>11</sup>。同法の施行により、一定の規制の下、銀行等以外の会社が「資金移動業者」として送金業務を行うことが認められた(同法第37条)<sup>12</sup>。

### 2.2. 資金移動業に係る法規制の内容

資金移動業に関しては、概ね次のような法規制が導入された。

- ① 資金移動業者の登録(資金決済法第37条)
- ② 資産保全義務(同法第43条等)
- ③ 情報の安全管理、外部委託先及び利用者保護等に関する措置(同法第49条以下)
- ④ 資金移動業者に対する監督(同法第52条以下)
- ⑤ 本人確認義務等(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号、以下「犯収法」という。)、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号、以下「外為法」という。))

<sup>11</sup> 但し、「銀行代理業」の許可を受けた事業会社であれば、所属銀行のために、「為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」を業として行うことはできる(銀行法第52条の36、第2条第14項第3号)。

<sup>12</sup> なお、いわゆる収納代行サービス・代金引換サービス等については、資金決済法パブコメ回答 40 頁 No.148 乃至 41 頁 No.151 において、同法の直接の規制対象ではないことを認める内容の金融庁の見解が示されている。

詳細は以下のとおりである。

### (1) 資金移動業者の登録

銀行等以外の会社が資金移動業を行うためには、「資金移動業者」の登録をする必要がある。「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引(但し、取り扱う上限金額は100万円相当額(資金決済法施行令第2条)<sup>13</sup>)を業として営むことをいう(資金決済法第2条第2項)。

銀行法上の銀行は、他業を行うことが禁じられ(同法第10条乃至第12条)、原則として事業会社の議決権を5%超保有することが禁じられており(同法第16条の3)、また、主要株主規制(同法第52条の9)にも服するが、このような制限は資金移動業者には課せられない。

なお、登録の要件として、①「資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎」(資金決済法第40条第1項第3号)、②「資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備」(同項第4号)、③法令遵守体制の整備(同項第5号)等がある。

要件①を満たすためには、資産保全義務(下記(2)参照。)の履行能力、利用者への払出しが集中した場合等の現金調達能力等を確保する必要がある。また、要件②を満たすためには、資金移動業者GLに対応した態勢整備、外為法等の国際送金に係る関係法令を踏まえた態勢整備(国際送金を取り扱う場合)、未達債務の算出時点・算出方法に関する登録申請書と約款の記載の一致(国際送金を取り扱う場合)等が必要である。要件③を満たすためには、具体的には、資金決済法のほか犯収法、外為法、国外送金調書法<sup>14</sup>等の関係法令の遵守態勢の整備が必要となるが、その多くの点が要件②と共通すると考えられる<sup>15</sup>。

要件①乃至要件③に係るその他の具体的な行政監督上の留意点は、資金移動業者GL II-2-1 (2)を参照されたい。

### (2) 資産保全義務

資金移動業者が破綻した際の利用者保護を図り、その社会的・経済的影響を最小限に抑えるため、資金移動業者は、1週間ごとに要履行保証額(送金途中にある滞留資金の全額(未達債務の額) + 還付の手續に要する費用)の最高額以上の額の履行保証金を供託しなければならない(資金決済法第43条・資金移動業者に関する内閣府令(以下「資金移動業者府令」という。)第11条第1項)<sup>16</sup>。資金移動業者は、各営業日における一定の時点を中心に定め、当該時点における未達債務の額を算出する必要がある(同府令第11条第2項<sup>17</sup>)。なお、資金移動業者の負担を考慮し事業者が資金移動業に参入しやすいよう配慮した制度を設ける必要があること等に鑑み、①銀行等と履行保証金保全契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出た場合には、同契約で保全されている金額の範囲でかかる供託をしないことができる(同法第44条)。また、②信託会社等と履行保証金信託契約を締結し、内閣総理大臣の承認を受けた場合で、かつ、信託財産の額が要履行保証額以上の額である場合には、かかる供託義務は免除される(同法第45条)。

<sup>13</sup> この上限金額については、一利用者からの送金取引一件当たりの送金申込金額から形式的に判断する(資金決済法パブコメ回答19頁No.62)。

<sup>14</sup> 正式名称は、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成9年法律第110号)」である。

<sup>15</sup> 高橋康文編著『逐条解説 資金決済法 [増補版]』162頁(社団法人金融財政事情研究会、平成22年)。

<sup>16</sup> このような資産保全義務が課せられた反面、上記(1)のとおり「免許制」でなく「登録制」が採用され、新規参入のハードルはある程度低く設定された(平成21年4月21日の衆議院財務金融委員会における内藤純一政府参考人の答弁参照)。

<sup>17</sup> 未達債務の額の算出時点及びその算出方法は登録申請書の記載事項であり(資金決済法第38条第1項第10号・資金移動業者府令第5条第1号)、これを変更する際には変更届(同法第41条)が必要である。

### (3) 情報の安全管理、外部委託先及び利用者保護等に関する措置

#### ア. 情報の安全管理措置

資金移動業者は、資金移動業に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない(資金決済法第49条)。具体的には、資金移動業者府令第24条乃至第26条において、前払式支払手段発行者の情報安全管理措置(上記1(4)参照。)と同様の措置が規定されている。個人情報保護法等の適用がある点も同様である(資金移動業者GL I-2-2-3)。

#### イ. 委託先に対する指導等の措置

資金移動業者は、委託先に対する指導等の措置(資金決済法第50条)を講じなければならない。具体的には、資金移動業者府令第27条により、必要かつ適切な委託先の監督、委託業務に係る適切かつ迅速な苦情処理、利用者保護のための必要に応じた委託契約の変更又は解除等の措置を講ずることが求められる。「委託先」には再委託先、再々委託先等も含まれ<sup>18</sup>、委託契約が締結されていなくともその実態において外部委託と同視しうる場合には本条が適用される(資金移動業者GL I-2-3-3-1③(注))。また、委託元である資金移動業者は、委託先が利用者から資金を受領した時点から未達債務として認識する必要がある(資金移動業者GL I-2-2-2-1④(注2))。その他の具体的な行政監督上の留意点は、資金移動業者GL I-2-3-3-1で列挙されているので参照されたい。社団法人日本資金決済業協会(下記(4)参照。)の会員については、同協会の資金移動業自主規制規則に係る協会ガイドライン第24条において、委託契約に含めるべき事項等が規定されている。

#### ウ. 利用者の保護等に関する措置

資金移動業者は、利用者の保護等に関する措置(資金決済法第51条)を講じなければならない。具体的には、資金移動業者府令において、①為替取引開始又は契約締結時の利用者に対する説明・情報提供(同府令第28条、第29条)、②金銭等受入時の受取証書の交付(同府令第30条)及び③その他利用者保護を図るための措置を講じること(同府令第31条)が規定されている。

①の措置としては、銀行等が行う為替取引との誤認防止のための説明(同府令第28条)及び手数料その他の資金移動業に係る契約の内容についての情報の提供(同府令第29条)が必要である。インターネット取引の場合には、利用者がパソコンのディスプレイに表示された説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法によることが求められる(資金移動業者GL I-2-2-1-1(1)①(注))。

また、③の措置として、犯罪行為の疑いがある為替取引の停止等の措置、インターネット取引において利用者が取引相手である当該資金移動業者を誤認することを防止するための措置、インターネット取引において利用者が送金指図を送信する前に当該指図内容を容易に確認・訂正できるようにする措置を講じることが必要である(同府令第31条、資金移動業者GL I-2-2-1-1(5))。その他、社団法人日本資金決済業協会の会員の行うインターネット取引に関しては、上記協会ガイドライン第27条第1項において利用者に対し注意喚起すべき事項(「他人に対しパスワードを知らせないこと」等)が、同条第2項において被害拡大防止のために定めるべき対応方針(被害に遭った利用者のインターネット取引の停止、発生した不正取引のウェブサイト上での公表等)が規定されている。

### (4) 資金移動業者に対する監督

資金決済法では、資金移動業者に対する監督措置として、資金移動業者の帳簿書類の作成・保存義

<sup>18</sup> 高橋康文編著『逐条解説 資金決済法 [増補版]』191頁(社団法人金融財政事情研究会、平成22年)。

務(同法第52条)、資金移動業者に対する立入検査(同法第54条)、業務改善命令(同法第55条)、登録の取消し及び業務停止命令(同法第56条)等が規定されている。

また、プリカ法下の自主規制団体であった社団法人前払式証票発行協会が、金融庁から平成22年4月1日付けで「認定資金決済事業者協会」として認定を受け(資金決済法第87条)、「社団法人日本資金決済業協会<sup>19</sup>」と改称された。同協会は、前払式支払手段発行者及び資金移動業者を会員とする自主規制団体として、会員に対する指導や苦情処理等の業務を行っている。同協会ウェブサイト上において、会員の遵守すべき自主規制規則(前払式支払手段自主規制規則<sup>20</sup>及び資金移動業者自主規制規則<sup>21</sup>並びにこれらに係る協会ガイドライン)が公表されており、協会員にはこれらの諸規則の遵守が求められる。なお、同協会への加入は任意であり、特に義務付けられているわけではない<sup>22</sup>。

#### (5) 本人確認義務等

資金移動業者は、犯収法における「特定事業者」として、同法に定める本人確認方法により本人確認を行う必要がある(同法第2条第2項第28号の2、第4条)。また、同法第9条に規定される「疑わしい取引の届出等」の義務も課されることになる。なお、資金移動業者が、非居住者(外為法第6条第1項第6号)との間の資金移動に係る為替取引を行う場合には、外為法に定める本人確認方法による本人確認を行う必要がある(同法第18条の5・第18条)<sup>23</sup>。

以上

\* 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。

© Anderson Mori & Tomotsune 2010

#### <連絡先>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
〒106-6036  
東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

弁護士 戸塚 貴晴  
電 話: 03-6888-1156  
Eメール: takaharu.totsuka@amt-law.com

弁護士 久山 亜耶子  
電 話: 03-6888-5812  
Eメール: ayako.kuyama@amt-law.com

弁護士 中村 俊弘  
電 話: 03-6888-5848  
Eメール: toshihiro.nakamura@amt-law.com

<sup>19</sup> <http://www.s-kessai.jp/index.html>

<sup>20</sup> [http://www.s-kessai.jp/pdf/about/statutes/02a\\_kisei\\_kisoku.pdf](http://www.s-kessai.jp/pdf/about/statutes/02a_kisei_kisoku.pdf)(協会ガイドラインも併記されている。)

<sup>21</sup> [http://www.s-kessai.jp/pdf/about/statutes/02b\\_kisei\\_kisoku.pdf](http://www.s-kessai.jp/pdf/about/statutes/02b_kisei_kisoku.pdf)(協会ガイドラインも併記されている。)

<sup>22</sup> 資金決済法パブコメ回答38頁No.141。

<sup>23</sup> 上記のほか、非居住者との間の資金移動に係る為替取引を行う場合には、外為法第17条に規定される確認義務も準用される(同法第17条の3)。